

## 第28回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和4年10月20日（木）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和4年10月20日（木）午前10時00分から午前11時15分

2. 開催場所 壬生町役場 101会議室

3. 出席委員 10人

会長 10番 梁島 源智

会長職務代理者 5番 篠原 正明

委員 1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏雄 4番 大関 孝男  
6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠

4. 参集推進委員

清水 正美 推進委員 川嶋 敏雄 推進委員

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

日程第1 会務報告について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について

日程第5 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について

日程第6 議案第5号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について

日程第7 報告第1号 非農地証明願の件について

日程第8 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

日程第9 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について

日程第10 報告第4号 租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受ける、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いの件について

その他 事務連絡

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中貴子、副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、主任 齋藤純一

主事 松本ひなた

7. 会議の概要

令和4年10月20日（木）【午前10時00分開会】

●局長 始まる前に資料の訂正をお願いします。宇賀神係長より説明をお願いします。

●事務局 議案書訂正の説明（宇賀神農地調整係長）

議案書をご覧いただきたいのですが、議案書の6ページ、5条許可の第5項案件と、議案書8ページの5条許可変更申請の第3項案件。こちらは同じ事業で、  
\_\_\_\_\_による園芸用土採取の区域拡張の申請であります。現地調査委員会では10月14日に現地を見てきたところですが、土地所有者の\_\_\_\_\_さんが亡くなっていることがわかりました。この場合、法定相続人全員の同意が必要なのですが、今日の総会までに全員からの同意がいただけていない状況ですので、今月の案件としては、取り下げということになりました。突然の変更ですがよろしくをお願いします。

●局長 よろしいでしょうか。では、定刻を過ぎましたので、第28回壬生町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は10名になります。また、清水正美推進委員、川嶋敏雄推進委員にも出席をいただいております。総会の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 みなさん改めましておはようございます。10月後半になりまして、いよいよ秋めいてきました。皆様におかれましてはお忙しい中、農業委員全員と推進委員2名の方のご出席を賜り、ありがとうございます。

町のトマト、イチゴに関しては、トマトが9月30日に初出荷となりました。篠原職務代理も出荷となりましたが、2名の方が出荷となりました。値段も前年より高いようです。イチゴに関しても今月の26日に「とちあいか」が出荷となる予定です。先週の新聞では、はが野で「とちあいか」が12日に初出荷となり、次の日は鹿沼で「とちおとめ」が初出荷となりました。トマト、イチゴとも順調に出荷されているわけでございます。

今日は天気もいいですし、スムーズに総会を進めていきたいと思っておりますので、みなさまのご協力をお願いしまして挨拶といたします。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、8番 清水 利通 委員、9番 早乙女 誠 委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の宇賀神係長にお願いいたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

9月26日(月)午前、藤井地区で農地パトロールを行い、早乙女 誠農業委員、大橋 好一農業委員、鈴木 進吉推進委員、戸崎 浅一推進委員、癸生川 悦亮推進委員、星川 旭推進委員と宇賀神 尚係長が調査いたしました。

同日、9月26日(月)午後、壬生乙地区 他において農地パトロールを行い、早乙女 誠農業委員、癸生川 悦亮推進委員、星川 旭推進委員と宇賀神 尚係長が調査いたしました。

9月28日(水)とちぎアグリプラザにおいて、県常設審議委員会が開催され、梁島 源智会長が出席いたしました。

同日、9月28日(水)羽生田地区において、農地パトロールを行い、篠原 正明農業委員、木野内 佳代子推進委員と宇賀神 尚係長が調査いたしました。

10月1日(土)・10月11日(火)西川田のカンセキスタジアムにおいて、いちご一会とちぎ国体開会式及び閉会式が行われ、梁島 源智会長が参加されました。

10月14日(金)役場101会議室及び現地において、農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が行われ、早乙女 誠農業委員、梁島 源智会長、刀川 正己農業委員、清水 正美推進委員、川嶋 敏雄推進委員、宇賀神 尚係長、齋藤 純一主任と私が調査いたしました。

同日、10月14日(金)午後、役場101会議室及び現地において、農業振興地域整備計画変更に関する現地調査委員会が行われ、篠原 正明職務代理、大橋好一農業委員、高橋 敏男農業委員、刀川 正己農業委員、農政課より、植木 克彦係長、沼子 真弥主任、事務局より宇賀神 尚係長、齋藤 純一主任と私が調査いたしました。

10月17日(月)安塚地区において、農地パトロールが行われ、高橋 宏治農業委員、中川 義人推進委員と齋藤純一主任が調査いたしました。

10月19日(水)役場101会議室において、国民健康保険運営協議会委員研

修会が行われ、清水 利通農業委員が出席いたしました。  
以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

---

○議長 次に、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書3ページからの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。10月5日、水曜日締切りの時点で、6件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (旭町) 自作地 144㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (星の宮) 自作地 274㌥  
借受地 78㌥ 貸付地 5㌥

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙 \_\_\_\_\_ 田 2723㎡  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円/10a 稼動 2人

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (釜ヶ淵) 自作地 99㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (釜ヶ淵) 自作地 93㌥  
借受地 4㌥ 貸付地 28㌥

(土地の表示)

壬生町大字下稻葉 \_\_\_\_\_ 田 834㎡  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円 稼動 2人

第3項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (前宿坪) 自作地 65㌥ 貸付地 89㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (東下台) 自作地 126㌥ 借受地 79㌥

(土地の表示)

壬生町大字藤井 \_\_\_\_\_ 畑 657㎡

売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円/10a 稼働 2人

第4項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (前宿坪) 自作地 99㌥ 貸付地 29㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (東下台) 自作地 126㌥ 借受地 79㌥

(土地の表示)

壬生町大字藤井 \_\_\_\_\_ 畑 614㎡  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円/10a 稼働 2人

第5項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (前宿坪) 自作地 19㌥ 貸付地 29㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (東下台) 自作地 126㌥ 借受地 79㌥

(土地の表示)

壬生町大字藤井 \_\_\_\_\_ 畑 1001㎡  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円/10a 稼働 2人

第6項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (中泉) 自作地 118㌥ 貸付地 42㌥  
譲受人 \_\_\_\_\_ (中泉) 自作地 274㌥

(土地の表示)

壬生町大字中泉 \_\_\_\_\_ 畑 1540㎡  
壬生町大字中泉 \_\_\_\_\_ 畑 1336㎡  
合計 2876㎡  
売買による所有権移転 \_\_\_\_\_円 稼働 4人

以上、第1項から第6項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりました。

説明は以上でございます。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

第1項について報告いたします。

去る10月15日に譲受人の \_\_\_\_\_さん立会いの下、私と高橋敏男農業委員、

戸崎浅一推進委員とともに現地調査をいたしました。周辺並びにチェックシートに基づきまして確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはないと確認いたしましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員(2項の現地調査の結果並びに補足説明)

第2項の案件について、去る10月19日に、譲受人 \_\_\_\_\_氏立会いのもと、高橋宏治農業委員、小島高雄推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので報告します。

チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題の生ずる恐れがなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。ご審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

第3項案件についてご説明いたします。3項案件は10月14日、午後3時より篠原正明農業委員、地区担当の鈴木進吉推進委員、譲受人の\_\_\_\_\_さんと私で現地確認してまいりました。現地は譲受人の\_\_\_さんが以前から借地耕作している農地になります。チェック項目に関しても問題はないと思われまますので報告いたします。以上3項案件、審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員（4項の現地調査の結果並びに補足説明）

引き続き、第4項案件についてご説明いたします。この4項案件も、10月14日、3項案件の隣なので、午後3時から篠原正明農業委員、地区担当の鈴木進吉推進委員、譲受人の\_\_\_\_\_さんと私で現地確認してまいりました。3項案件の隣の農地なので、やはり\_\_\_さんが以前から借地耕作している農地になります。チェック項目に関しても問題はないと思われまますので報告いたします。以上4項案件、審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第5項案件を議題といたします。

先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員(5項の現地調査の結果並びに補足説明)

引き続き第5項案件についてご説明いたします。この案件も同じ10月14日、午後3時10分ころ、篠原正明農業委員、地区担当の鈴木進吉推進委員、譲受人の\_\_\_\_\_さんと私で現地確認してまいりました。3項、4項案件からだ直線距離にして70mくらい離れたところにあります。この土地も\_\_\_\_\_さんが以前から借地耕作している農地になります。チェック項目に関しても問題はないと思われまますので報告いたします。以上5項案件、審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第6項案件を議題といたします。



先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 大関 孝男 委員

●4番 大関 孝男 委員（6項の現地調査の結果並びに補足説明）

第6項案件についてご説明いたします。去る10月16日、譲受人\_\_\_\_\_氏、推進委員の臼井正敏氏、農業委員の琴寄成人氏と私の立会いのもと、農地を確認してまいりました。チェックシートに従い1から7の項目について確認しましたが、なんの問題も生ずる恐れはなく、地域との調和要件を満たしておりました。ご審議をお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書5ページの、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。10月5日、水曜日の締切り時点で6件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

賃貸人 \_\_\_\_\_ (上表町)  
\_\_\_\_\_ (下表町)  
\_\_\_\_\_ (中表町)  
\_\_\_\_\_ (中表町)  
\_\_\_\_\_ (下横町)

_____	(栃木市)		
_____	(栃木市)		
_____	(中表町)		
賃借人 _____			(栃木市)
(土地の表示)			
壬生町大字壬生乙 _____	田	495.76	m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙 _____	田	971	m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙 _____	田	971	m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙 _____	田	485	m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙 _____	田	485	m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙 _____	田	971	m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙 _____	田	971	m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙 _____	田	485	m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙 _____	田	485	m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙 _____	田	485	m <sup>2</sup>
壬生町大字壬生乙 _____	田	485	m <sup>2</sup>
	合計	7289.76	m <sup>2</sup>
砂利採取及び搬出入路		1年間の賃借権設定	

第2項

賃人 _____	(松原)		
借人 _____	(松原)		
(土地の表示)			
壬生町大字七ツ石 _____	畑	6.61	m <sup>2</sup>
壬生町大字七ツ石 _____	田	200	m <sup>2</sup>
壬生町大字七ツ石 _____	田	86	m <sup>2</sup>
壬生町大字七ツ石 _____	畑	69	m <sup>2</sup>
	合計	361.61	m <sup>2</sup>
自己用住宅敷地		20年間の使用賃借権の設定	

第3項

賃貸人 _____	(東原)		
_____	(東原)		
賃借人 _____			(鹿沼市)
(土地の表示)			
壬生町大字福和田 _____	畑	460.52	m <sup>2</sup>
壬生町大字福和田 _____	畑	1587	m <sup>2</sup>
	合計	2047.52	m <sup>2</sup>
園芸用土採取及び搬出入路		1年間の賃借権設定	

第4項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (助谷)

譲受人 \_\_\_\_\_ (助谷)

(土地の表示)

壬生町大字助谷 \_\_\_\_\_ 畑 358㎡

自己用住宅敷地 贈与による所有権移転

第5項は、取り下げとなります。

第6項

貸人 \_\_\_\_\_ (北小林)

借人 \_\_\_\_\_ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字助谷 \_\_\_\_\_ 田 903㎡

工事車両置場 1年間の使用貸借権の設定

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る10月14日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の9番 早乙女 誠 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 早乙女 誠 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については10月14日 金曜日に私と 梁島源智会長、刀川正己農業委員、川嶋敏雄推進委員、清水正美推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の8名で調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北西に約600mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請地は豊富な埋蔵量を誇る\_\_\_\_\_にあり、良質な陸砂利が算出していることから選定したとのことであります。最大10mの掘削を予定しております。事業資金\_\_\_\_\_万円については自己資金で対応します。栃木県知事あてに砂利採取計画の許可申請が提出されており、栃木県砂利採取事業協同組合による農地への復元措置に関する保証書も添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、砂利採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむな

しとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第2号1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、10月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 続いて、第2項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 早乙女 誠 委員(2項案件について報告)

次に第2項の案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から北西に約500mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は現在実家にて家族7人で生活していますが、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になることから、戸建住宅の建築を検討しました。将来、両親の面倒を見ることが出来るため、実家近くの申請地を最適地として選定したとのことです。給水は井戸水を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金\_\_\_\_\_万円は、金融機関からの融資で対応します。また、開発許可については、県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置されるものであり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第3項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 早乙女 誠 委員 (3項案件について報告)

次に第3項の案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から西に約200mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、農地から1mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大4mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については鹿沼市内の\_\_\_\_\_から調達予定であります。事業資金\_\_\_\_\_万円については、自己資金で対応します。

以上のことから農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に第4項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 早乙女 誠 委員 (4項案件について報告)

引き続き、第4項の案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から南西に約700mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、現在実家にて生活していますが、子供の出生・成長に伴い、現在の住まいが手狭になることから、戸建住宅の建築を検討していました。将来、両親の面倒を見ることが出来るため、実家近くの申請地を最適地として選定したとのことです。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は農業集落排水に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金\_\_\_\_\_万円は、金融機関からの融資で対応します。また、開発許可については、県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過における代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 第5項は取り下げとなりましたので、次に第6項案件について調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 早乙女 誠 委員(6項案件について報告)

次に第6項の案件についてご報告します。

申請地は、\_\_\_\_\_から南西に約500mに位置する農地で、農振農用地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、申請地北側の町道に敷設する水道管工事を町から受注しましたが、当該町道の幅員が7～8mしかなく、工事車両を路肩に駐車することが困難であると判断したため、今回の一時転用申請に至ったとのことです。

以上のことから、農振農用地ではありますが、工事車両置場としての一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に日程第4 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

それでは、議案書7ページ、議案第3号「農地法5条の規定による許可の事業計画変更申請の件について」ご説明いたします。10月5日、水曜日の締切り時点で3件の申請がございました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

貸貸人 \_\_\_\_\_ (下野市)

賃借人 \_\_\_\_\_ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字藤井 \_\_\_\_\_ 畑 4 2 8 6 . 3 3 m<sup>2</sup>

園芸用土採取を目的として、令和3年4月28日付で許可を受けていますが、今回、令和5年4月27日までの許可期間延長の申請になっております。

第2項

貸貸人 \_\_\_\_\_ (北小林)

\_\_\_\_\_ (北小林)

\_\_\_\_\_ (北小林)

賃借人 \_\_\_\_\_ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字北小林 \_\_\_\_\_ 畑 1 2 3 3 m<sup>2</sup>

壬生町大字北小林 \_\_\_\_\_ 畑 5 8 8 . 0 4 m<sup>2</sup>

壬生町大字北小林 \_\_\_\_\_ 田 1 3 3 . 3 9 m<sup>2</sup>

壬生町大字北小林	田	1 2 1 . 7 1 m <sup>2</sup>
壬生町大字北小林	畑	1 6 6 6 m <sup>2</sup>
	合計	3 7 4 2 . 1 4 m <sup>2</sup>

園芸用土採取及び搬出入路を目的として、令和2年10月28日付で許可を受け、令和3年11月19日付で延長の申請をしておりますが、令和5年10月27日までの期間延長の申請となっております。

第3項は取り下げとなります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る10月14日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について調査委員長の9番 早乙女 誠 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 早乙女 誠 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ10月14日、金曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項の案件についてご報告します。

こちらの案件については、令和3年4月28日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、鹿沼土・赤玉土の採取および埋戻し作業に時間を要し、予定していた工事期間内に事業が完了することが出来ていない状況であることから、来年4月末までの期間延長申請となっております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件



については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 早乙女 誠 委員（2項案件について報告）

第2項案件についてご報告します。

こちらの案件については、令和2年10月28日付で園芸用土採取のための一時転用許可、令和3年11月19日付で期間延長の許可を受けております。理由書によると、天候不順等により、鹿沼土・赤玉土の採取に時間を要しており、予定していた工事期間内に事業を完了することが出来ていない状況であることから、来年10月末までの期間延長申請となっております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第5 議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書9ページからの議案第4号、「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書10ページになります。新規の賃借権分につきまして、3件、4筆、面積合計が11,771㎡となっております。

次に議案書11ページ、一括方式の新規賃借権分について、2件、6筆、面積合計が議案書では26,484㎡となっておりますが、農地バンクで公社に貸す方、公社から借りる方がありますので、実際面積は半分の13,242㎡になります。

続きまして議案書12ページのとおり、所有権移転分になります。2件、9筆、面積合計が7,293㎡となっております。

以上各案件が農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

- 議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定いたしました。

- 
- 議長 次に、日程第6、議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）について、事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案書14ページをご覧ください。議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」ご説明いたします。

今回1件の申請がございました。

(土地の表示)

壬生町大字助谷 \_\_\_\_\_ 499.06㎡

自己用住宅敷地で利用するため、\_\_\_\_\_さんが、父親の土地所有者、\_\_\_\_\_さんに土地の提供を受けて住宅敷地として利用するための、農用地区域からの除外を目的とした農業振興地域整備計画変更となっております。

説明は以上です。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る10月14日の調査委員会において調査済みですので、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）について、調査委員長の1番 刀川 正己 委員 から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員（標記の件について報告）

議案第5号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について、審査会の審査結果をご報告いたします。

審査等については、10月14日 金曜日に私と篠原正明職務代理、大橋好一農業委員、高橋敏男農業委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任、農政課、植木克彦係長、沼子真弥主任の9名で調査いたしました。

農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番についてご報告いたします。

申請地は\_\_\_\_\_から北へ約700mに位置する農地です。土地の所有者は\_\_\_\_\_氏で、土地の利用予定者の\_\_\_\_\_氏が分家住宅用敷地を目的とした除外の申し出となっております。

申出人は現在、町内のアパートにて生活しておりますが、子供の成長に伴い、現在の住まいでは手狭になるため、住宅の建築を検討していました。自身が所有する土地はないため、両親が所有する土地を検討したところ、実家の近接地である当該地を提供してもらえることとなり、他に適した土地がないため、今回の申請に至ったということです。

申請地が、周辺農地への影響が少ないこと、また、給水は町水道に接続し、汚水・雑排水については合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内自然浸透の予定のため、農地の集团的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項の規定にある

- ・農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって農用地区域以外に代替する土地がないこと
  - ・農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
  - ・農用地区域内における効率かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
  - ・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと
- 等の農振除外の要件を満たしているものと思われまので、審査会としましては、農用地区域除外はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」は、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

- 
- 議長 次に日程第7 報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の15ページに2件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

- 議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●9番 早乙女 誠 委員 (1項案件について報告)

1項案件について説明いたします。現地確認は9月26日、農地パトロール終了後、宇賀神係長と、地区担当の星川 旭推進委員と私で確認してまいりました。現地は昭和55年頃から工場及び倉庫の敷地として利用していることを、航空写真において確認したことを報告いたします。

- 議長 ありがとうございました。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

- 議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

- 議長 次に第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

●7番 琴寄 成人 委員（2項案件について報告）

2項案件の非農地について説明いたします。去る9月22日に、願出人である\_\_\_\_さん、\_\_\_\_測量事務所、\_\_\_\_さんの立会いのもと、私と青木推進委員で確認をしてまいりました。

現地は昭和63年4月ごろから、宅地として利用していたことを確認してまいりました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

---

○議長 次に日程第8 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の16ページから17ページに4件がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に、日程第9 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の18ページの6件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

○議長 次に、日程第10 報告第4号「租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受ける、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受ける、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いの件について」は、議案書の20ページに1件がございました。

内容については、記載のとおりで、令和4年10月12日付で、\_\_\_\_\_氏より「引き続き農業経営を行っている旨の証明願い」が提出されたため、同日付で書類を受理いたしました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員  
証明願いというのは、どこに提出する証明なのですか。

●事務局 説明 (齋藤主任)  
税務署に提出する書類があるのですが、その書類の添付書類として証明が必要になります。

●7番 琴寄 成人 委員  
農業をやっているということにですか。

●事務局 説明 (齋藤主任)  
相続税の猶予とか、贈与税の猶予を受けている方が、引き続き猶予を受ける際

に、継続願いを出す必要があるのですが、その添付書類の一つとして「引き続き農業経営行っている旨の証明願い」というのが必要になるということです。

- 7番 琴寄 成人 委員  
すると、一般の農家の人が相続する場合に証明願いを出すということですか。
- 議長 これは、高橋宏治委員は詳しいかな。一般的に必要なのですか。
- 6番 高橋 宏治 委員  
あまり詳しくはないのですが、相続税と贈与税があって、農地の場合は農業を経営している限りは、相続税の猶予があって、20年間継続していれば免除になります。
- 1番 刀川 正己 委員  
市街化地域の農地は多いですね。
- 6番 高橋 宏治 委員  
市街化に限らず全部です。
- 2番 大橋 好一 委員  
生前一括贈与とか何かとは違うの。
- 6番 高橋 宏治 委員  
贈与税も猶予になります。  
はじめ贈与税が猶予になって、お亡くなりになるとそのまま相続税に変わって、それも猶予になるので、相続した方が20年やると免除になります。その間に、途中で、この証明が必要になってきます。
- 事務局 説明（齋藤主任）  
3年ごとに、猶予を引き続き受けたいという書類を、税務署に出さなければならなくて、その添付書類としての書類になります。
- 2番 大橋 好一 委員  
農業者年金関係か何かで引き続きとかをするのですか。
- 6番 高橋 宏治 委員  
単純に相続税と贈与税の納税猶予を受けるためなので、年金とかは関係ないです。
- 2番 大橋 好一 委員

経営移譲するのに、生前贈与か、使用貸借と言っていたが、以前は一括贈与したのです。一括贈与するためには、農業をやっていることが条件なので、そのための証明して、農業をやるということで、親が経営移譲年金を継続して貰う、そういう手続きが最初の時ありました。そういう流れで、要は税金の猶予ですよ。

●6番 高橋 宏治 委員

あくまで租税特別措置法の第70条の6第1項の証明書類で、相続税と贈与税の納税猶予の為の書類なので、あくまでそれだけにしか使われません。

○議長 これを3年に1回、提出するという事ですね。

●事務局 説明（齋藤主任）

農業委員会の業務推進に関する書類では、総会に諮る又は報告する事になっており、今回、報告事項としました。

●2番 大橋 好一 委員

今まで、総会を何回かやっているが、こういう書類は出てこなかった。だから不思議に思ったのです。

●6番 高橋 宏治 委員

これ実は、落とし穴があって、相続税と贈与税の猶予が切れてしまうと、利子税まで上乘せになってしまうので、ずっと猶予になっていた方が、その税金だけ払えばいいということではなく、利子税が付いていて、利子税も払わなくては行けなくなるので、あまり税理士としてもお勧めはしません。途中で辞めたときに利子がついてしまいます。

●7番 琴寄 成人 委員

ということは、やり始めたら20年間分の金額を払わなくてはならなくなるということ。

●6番 高橋 宏治 委員

20年間やらないで、土地を売却したりすると、それまでの利子が贈与税と相続税だけではなく、利子がついてしまうので、怖いものなのです。

●2番 大橋 好一 委員

壬生に土地を持っている人ならいいけど。確認しに行かなければならない。

●事務局 説明（齋藤主任）

農地については、農地パトロールの中で確認しているところです。手続きを行っているということは間違いありません。



○議長 藤井の方なの。

●事務局 説明（齋藤主任）  
そうです。藤井の\_\_\_\_\_よりです。

●7番 琴寄 成人 委員  
この場合、証明書の期間が満了になり、3年に1回となると、農業委員会から、「期限が切れるので、証明書を出してください。」のような、催促状のようなものを出しているのですか。それとも税務署の方が責任をもって、やる形になっているのですか。

●6番 高橋 宏治 委員  
税務署からでるのですかね。

○議長 忘れるわけにはいかないですよ。出すのを忘れたというわけにはいかないでしょう。  
税務署だって税理士だって忘れてしまうし、本人だって忘れる可能性はありますよね。

○議長 難しい案件ですね。でも内容はわかりました。他に発言はありますか。  
無いようですので、以上で報告第4号をおわります。

---

○議長 次に「その他」についてです。  
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局 その他について説明（松本主事）

「壬生町農業施策並びに令和5年度予算に関する要望書」の提出についてになります。先月の総会で挙げさせていただきましたが、特に委員の皆様からのご意見がございませんでしたので、訂正等なしで、本日の総会后、町長、副町長、教育長宛てに提出をさせていただきます。よろしですか。

では、梁島会長、篠原職務代理、川嶋推進委員長で総会后、要望書の提出をいたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして農業委員会研修の実施について、局長の方から。

●局長 研修について説明

研修講師謝礼の件（30,000円・大出新聞業務部長）

・町からの補助の件（研修会補助より9,000円）

支払いは親睦会旅行積立より支出

服装は、平服（総会に出るような恰好でネクタイなし）

欠席は、戸崎推進委員、木野内推進委員

バスの乗車時間変更（30分ずつ遅らせる）

・時間変更の通知をファックスで送付する。

研修会開催時間は午後4時

●事務局 その他について説明（松本主事）

続きまして、事務連絡です。

1. 農地幹旋について、依頼をさせていただいた農地が、耕作者が見つかりしたので、感謝申し上げます。

2. クールビズ期間終了について

10月いっぱいまで終了。11月以降はネクタイ、上着着用で総会等の出席

3. 全国農業新聞について

購読申し込み取りまとめ 11月15日（火）までに提出

4. 農業者年金加入推進名簿について

名簿に記載のある方に農業委員会事務局から、農業者年金の案内通知を送付  
知り合いで興味のある方がいたら、事務局まで連絡ください。

パンフレットと粗品を同封してあります。

農業者年金という制度自体を知らない方が多くいるということです。

以上になります。

○議長 ただいまの説明のありました件について、何かご発言はありますか。

---

○議長 よろしいですか。では以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

○議長 以上をもちまして、第28回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お世話になりました。

【午前11時15分閉会】

会 長 梁 島 源 智

8 番 清 水 利 通

9 番 早 乙 女 誠